「別紙１」 正誤表

頁	項　目	誤	正
医－指導管理等－1/32	（部の名称変更）	第２章第１部 指導管理等	第２章第１部 医学管理等
医－在宅医療－15/23	在宅肺高血圧症患者指導管理料 （注の変更）	注　原発性肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外の患者に対して、・・・・	注　肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外の患者に対して、・・・・
医－在宅医療－23/23	（区分の新設）	携帯型精密輸液ポンプ加算　　１０，０００点 注　原発性肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外の患者に対して、・・・・	携帯型精密輸液ポンプ加算　　１０，０００点 注　肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外の患者に対して、・・・・
医－検査－11/30	血漿蛋白免疫学的検査	９　非特異的ＩｇＥ、特異的ＩｇＥ、プレアルブミン　　１１０点 注　特異的ＩｇＥ検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から１回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、１，４３０点を限度として算定する。	１０　非特異的ＩｇＥ、特異的ＩｇＥ　　１１０点 注　特異的ＩｇＥ検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から１回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、１，４３０点を限度として算定する。
医－処置－10/27	エタノールの局所注入 （注の変更）	２　甲状腺又は副甲状腺に対する局所注入については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の１００分の７０に相当する点数により算定する。	削除
医－処置－15/27	人工腎臓（１日につき） （点数の見直し：注の変更）	※　記載漏れ	２　導入期１月に限り１日につき３００点を加算する。
医－処置－20/27	睫毛抜去（多数） （区分の再編）	睫毛抜去 １　少数の場合　　２５点 ２　多数の場合　　４５点	睫毛抜去 １　少数の場合　　２５点 注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 ２　多数の場合　　４５点
医－処置－25/27	（ギプス） （通則の見直し）	３　３歳未満の乳幼児に対して区分番号Ｊ１２２からＪ１２９までに掲げるギプスの・・・	３　３歳未満の乳幼児に対して区分番号Ｊ１２３からＪ１２９－４までに掲げるギプス・・
医－処置－26/27	（区分の新設）	酸素加算 注１　区分番号Ｊ０２４からＪ０２８に掲げる処置に当たって、・・・	酸素加算 注１　区分番号Ｊ０２４からＪ０２８まで及びＪ０４５に掲げる処置に当たって、・・・

頁	項　目	誤	正
医－手術－26/95	（点数の見直し）	※　記載漏れ	水頭症手術 1　脳室穿破術（神経内視鏡手術によるもの）　２１，８００点 2　シャント手術　１８，７００点
医－手術－36/95	経迷路的内耳道開放術 （点数の見直し）	３６，０００点	３６，８００点
医－手術－53/95	経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの） （点数の見直し）	２５，０００点	２３，０００点
医－手術－54/95	（区分の新設）	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの） 1　１吻合のもの　５８，８００点 2　２吻合以上のもの　８８，１００点	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの） 1　１吻合のもの　５８，８００点 2　２吻合以上のもの　８９，７００点
医－手術－54/95	心室瘤切除術（梗塞切除を含む。） （区分の見直し）	3　冠動脈血行再建術（２吻合以上）を伴うもの　８３，５００点	3　冠動脈血行再建術（２吻合以上）を伴うもの　８１，０００点
医－手術－64/95	ペースメーカー移植術 （点数の見直し）	※　記載漏れ	1　心筋電極の場合　１３，８００点
医－手術－68/95	（点数の見直し）	※　記載漏れ	ヘルニア手術 5　鼠径ヘルニア　５，５３０点
医－手術－70/95	（区分の見直し）	胃全摘術	胃全摘術 2　悪性腫瘍手術　５８，３００点
医－手術－71/95	体外衝撃波胆石破砕術（一連につき） （注の見直し）	※　記載漏れ	注　消耗性電極を使用した場合は、３，０００点を加算する。（第３節へ移動）
医－手術－78/95	鎖肛手術 （項目の見直し）	4　腹会陰、腹仙骨式　３７，９００点	4　腹会陰、腹仙骨式　３９，８００点
医－手術－79/95	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術（一連につき） （注の見直し）	※　記載漏れ	注　消耗性電極を使用した場合は、３，０００点を加算する。（第３節へ移動）

頁	項　　目	誤	正
医－手術－86/95	（区分の新設）	腟断端挙上術（腟式・腹式）　１４，０００点	腟断端挙上術（腟式・腹式）　１９，５００点 ２　腹腔鏡によるもの　１８，６００点
医－手術－88/95	（点数の見直し）	※　記載漏れ	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） ２　腹腔鏡によるもの　１８，６００点
医－手術－89/95	（区分の新設）	卵管全摘除術、卵管腫瘤全摘除術、子宮卵管留血腫手術（両側） １　開腹によるもの　９，３００点 ２　腹腔鏡によるもの　１９，６００点	管全摘除術、卵管腫瘤全摘除術、子宮卵管留血腫手術（両側） １　開腹によるもの　９，３００点 ２　腹腔鏡によるもの　１８，６００点
医－手術－93/95	（節の新設）	副鼻腔手術用内視鏡加算　１，０００点 注　区分番号Ｋ３４８から区分番号Ｋ３６６までに掲げる手術に当たって、・・・・	副鼻腔手術用内視鏡加算　１，０００点 注　区分番号Ｋ３４９から区分番号Ｋ３６５までに掲げる手術に当たって、・・・・
医－経過措置－2/4 歯－経過措置－1、2/2	第１部　算定制限	第１欄　区分番号Ａ１０４に掲げる特定機能病院入院基本料のうち一般病棟に係るもの 第２欄　特定機能病院である保険医療機関 第３欄　第１欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者 第４欄　平成１５年３月３１日までの間	削除
医－経過措置－4/4 歯－経過措置－2/2	第２部　読替規定	第２欄　第２章第６部第２節の注１	第２欄　第２章第５部第３節の区分番号Ｆ２００に掲げる薬剤及び同章第６部第２節の区分番号Ｇ１００に掲げる薬剤の注１
歯－処置－11/11	酸素加算	注１　区分番号Ｉ０２５又は区分番号Ｉ０２６に掲げる処置に当たって・・・	注１　区分番号Ｉ０２５からＩ０２７までに掲げる処置に当たって・・・
歯－手術－1/15	（通則の変更）	２　・・・・点数及び第３節から第５節までの所定点数を合算した点数により算定する。	２　・・・・点数及び第３節から第６節までの所定点数を合算した点数により算定する。